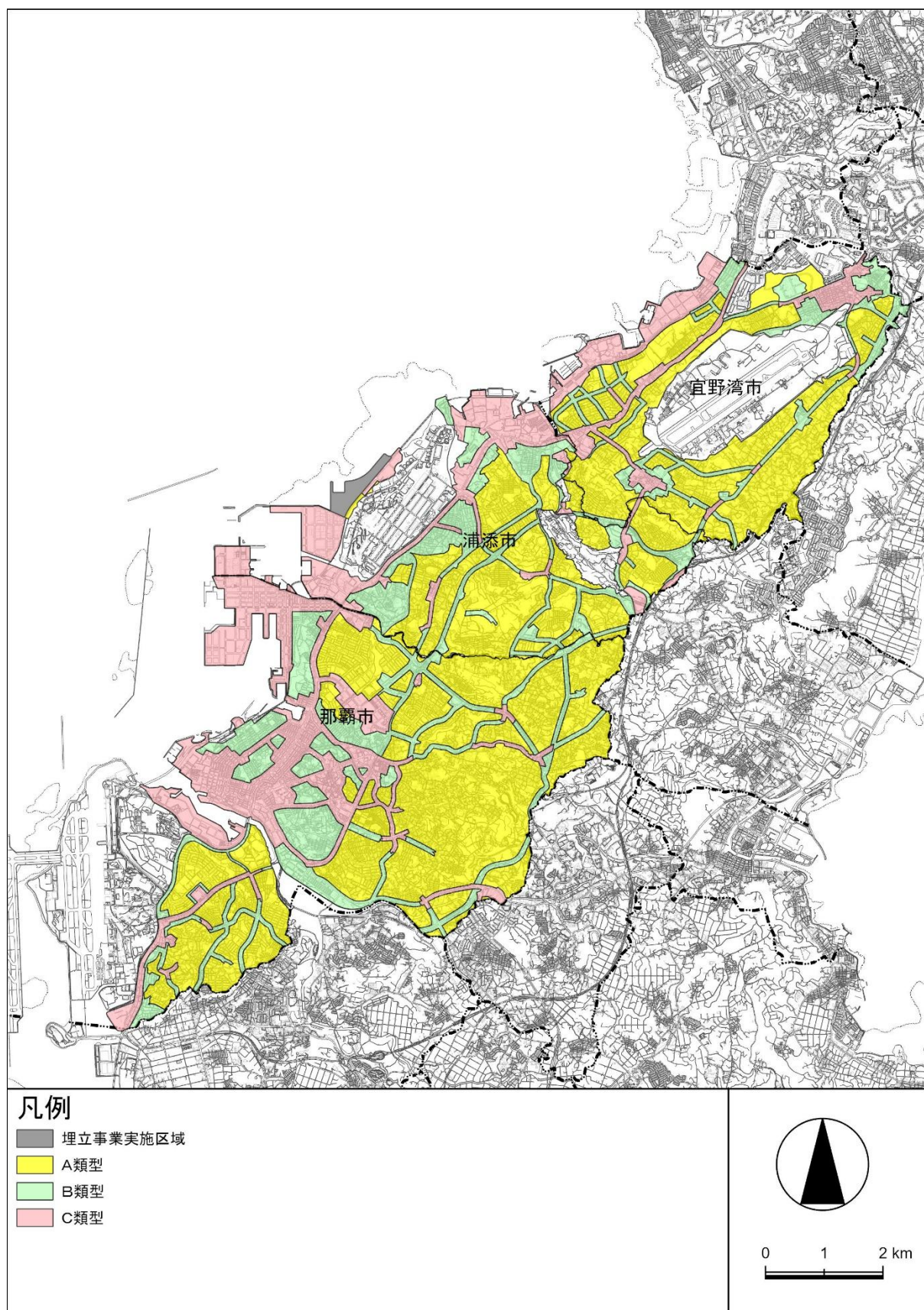




出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（那覇市告示第 422 号 平成 29 年 3 月 15 日）、（浦添市告示第 39 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音に関する環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.12 騒音に係る環境基準の類型指定状況

(ウ) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

環境基準に係る水域の類型指定の状況は表 3.2.36 に、水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は図 3.2.13 に示すとおりである。海域では那覇港海域が A 類型に、河川では牧港川、安謝川、久茂地川 C 類型に、安里川が D 類型に、国場川が C 類型・E 類型に指定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.37～表 3.2.39 に示すとおりである。

なお、浦添ふ頭地区については、環境基準が設定されていない。

表 3.2.36 関係 3 市における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況等

<河川>

水 域 名	範 囲	類型	利用目的	達成期間	環境基準点	当初指定年月日
久茂地川	全 域	C	環境保全	イ	泉崎橋	昭和 53 年 5 月 15 日
安 里 川	全 域	D	環境保全	イ	安里新橋	
安 謝 川	全 域	C	環境保全	イ	安謝橋	
牧 港 川	宇地泊川合流点から上流の陽迎橋までと支川宇地泊川の比屋良川橋まで	C	環境保全	イ	境橋上流 50m	昭和 55 年 6 月 12 日
					大謝名橋上流 200m	
国 場 川(1)	明治橋から真玉橋まで	C	工業用水	ロ	那覇大橋	昭和 49 年 3 月 4 日
国 場 川(2)	真玉橋から上流の一日橋までと長堂川の翔南製糖取水せきまで	E	環境保全	ハ	真玉橋	

<海域>

水域	水域の範囲	類型	利用目的	達成期間	環境基準点	指定年月日
那覇港海域	安謝埋立地北側先端、北緯 26° 14' 30" 東経 127° 39' 30" (自謝加瀬)、北緯 26° 13' 東経 127° 38' 30" (浅ノ瀬)、北緯 26° 12' 30" 東経 127° 38' 30" (儀間ノ瀬)、北緯 26° 12' 30" 陸地との交差点の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	A	港湾 水産資源	ロ	那覇港沖 北緯 26° 13' 15" 東経 127° 39' 25"	昭和 51 年 3 月 18 日
					那覇港内 北緯 26° 12' 20" 東経 127° 40' 20"	
					那覇新港入口 北緯 26° 13' 50" 東経 127° 40' 45"	
					泊港内 北緯 26° 13' 15" 東経 127° 41' 05"	
					自謝加瀬東 北緯 26° 14' 30" 東経 127° 39' 45"	

注：1. 類型の欄の A, B, C, D 及び E とは、河川に係るものにあつては昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の(1)アの河川の表（表 3.2.38）、海域にかかるものにあつては同告示別表 2 の 2 アの表（表 3.2.39）の類型を示す。

2. 成期間の欄中「イ」は、直ちに達成することを示し、「ロ」は、5 年以内に可及的速やかに達成することを示し、「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成することを示す。

3. 類型指定時は日本測地系が使用されていたことから、上記の座標は全て日本測地系で記載している。

出典：「令和 6 年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(沖縄県環境部)

表 3.2.37 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（全公共用水域）

No.	項目	基準値	No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。	16	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
3	鉛	0.01mg/L以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.02mg/L以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下	19	チウラム	0.006mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下	20	シマジン	0.003mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
8	PCB	検出されないこと。	22	ベンゼン	0.01mg/L以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23	セレン	0.01mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	24	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	25	ふっ素	0.8mg/L以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	26	ほう素	1mg/L以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下			

注：1. 準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号）」

表 3.2.38 (1) 水質汚濁に係る環境基準 (河川)

生活環境の保全に関する環境基準 (河川その1: 湖沼を除く)						
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

注: 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目 (nは日間平均値のデータ数) のデータ値 (0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる。)

3. 水道1級を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数100CFU/100mL 以下とする。

4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数300CFU/100mL 以下とする。

5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない (湖沼、海域もこれに準ずる。)

6. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

7. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

8. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

9. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

10. 環境保全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

出典: 「昭和46年12月28日環境庁告示第59号 (最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号)」

表 3.2.38 (2) 水質汚濁に係る環境基準（河川）

《参考》以下の基準は、沖縄県内では類型指定されていないが、参考として表示する。

生活環境の保全に関する環境基準（河川その2：湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号）」

表 3.2.39 水質汚濁に係る環境基準（海域：生活環境項目）

生活環境の保全に関する環境基準（海域その1）						
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
3. 水産 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

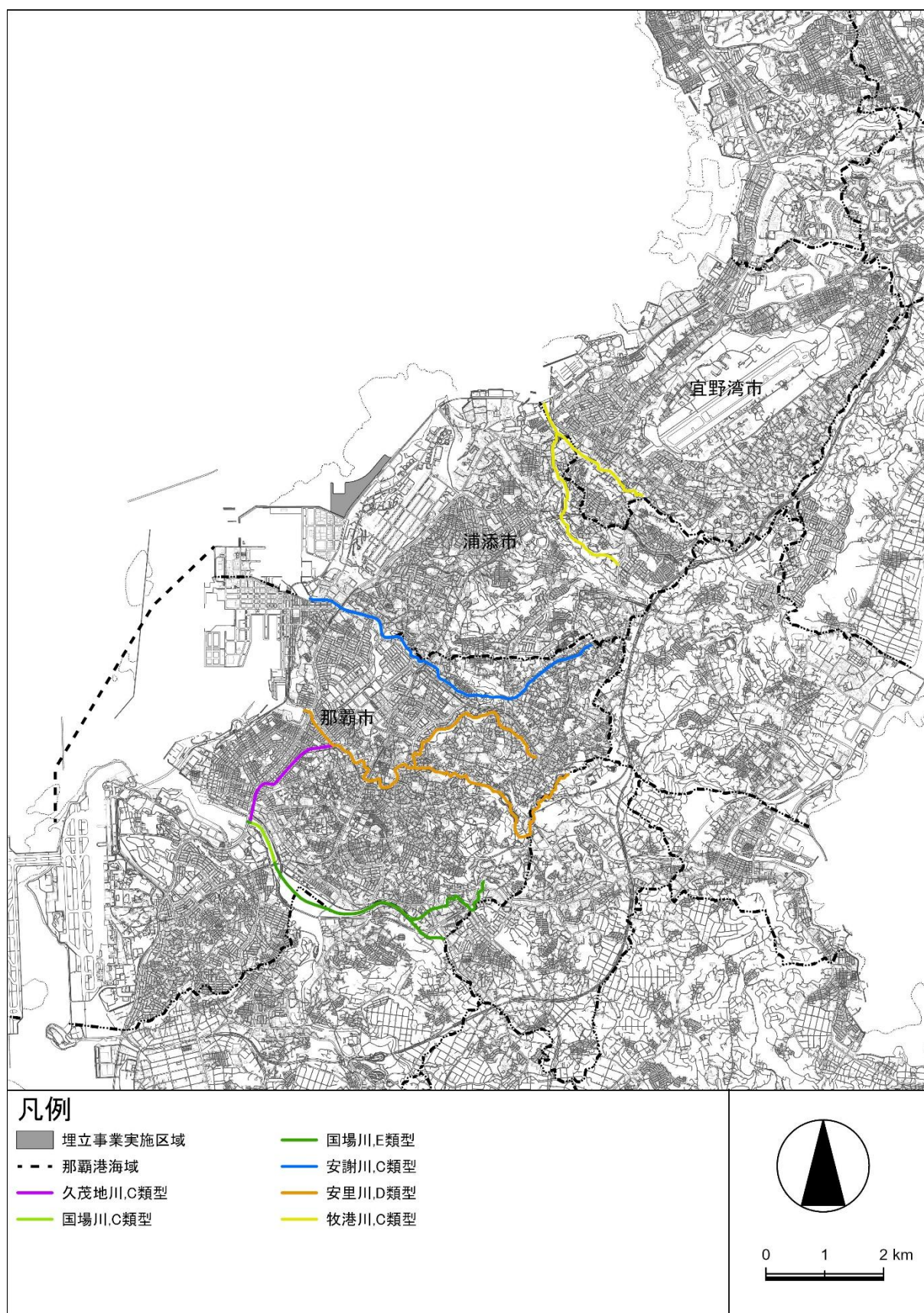
《参考》以下の基準は、沖縄県内では類型指定されていないが、参考として表示する。

生活環境の保全に関する環境基準（海域その2）			
項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

注：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
4. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
5. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

生活環境の保全に関する環境基準（海域その3）				
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号）」



出典：「令和6年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(沖縄県環境部)

図 3.2.13 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

(エ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.40 に示すとおりである。

表 3.2.40 地下水の水質汚濁に係る環境基準

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.02mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下
11	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
20	チウラム	0.006mg/L以下
21	シマジン	0.003mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
23	ベンゼン	0.01mg/L以下
24	セレン	0.01mg/L以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
26	ふっ素	0.8mg/L以下
27	ほう素	1mg/L以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「平成9年3月13日環境庁告示第10号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示41号）」

(オ) 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2.41 に示すとおりである。

表 3. 2. 41 土壌汚染に係る環境基準

No.	項目	環境上の条件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
6	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
16	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

注：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正 令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 37 号）」

(カ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が設定されている。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土砂汚染に係る環境基準は、表 3.2.42 に示すとおりである。

表 3.2.42 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土砂汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- 注：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「平成11年12月27日環境庁告示第68号（最終改正 令和4年11月25日環境省告示第89号）」

2) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準

(ア) 大気汚染に係る規制

大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）及び「沖縄県生活環境保全条例」（平成 20 年 12 月 26 日沖縄県条例第 43 号）では、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準を定めており、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）第 3～5 条に基づく排出基準（ばい煙に係るもの）の概要は表 3.2.43 に、沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成 21 年 9 月 30 日沖縄県規則第 49 号）に基づく排出基準（大気有害物質に係るもの）は表 3.2.44 に示すとおりである。

表 3.2.43 大気汚染防止法に基づく排出基準（ばい煙に係るもの）の概要

規制物質		規制基準	法令	備考
硫黄酸化物		補正された排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$	大気汚染防止法 施行規則第3条	地域ごとの基準値を定めている
ばいじん		0.04～0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとの基準値を定めている
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	塩素、 塩化水素	塩素：30mg/Nm ³ 塩化水素：80～700mg/Nm ³	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	弗素、弗化水素及び 弗化珪素	1.0～20mg/Nm ³	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	鉛及びその化合物	10～30mg/Nm ³	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	窒素酸化物	60～1200ppm	同第5条	施設の種類及び規模ごとの基準値を定めている

出典：「昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号（最終改正 令和 8 年 7 月 1 日環境省令第 19 号）」

表 3.2.44 沖縄県生活環境保全条例に基づく排出基準（大気有害物質に係るもの）

区分		排出基準（排出口）
カドミウム及びその化合物		カドミウムとして 1.0mg/Nm ³
塩素		30mg/Nm ³
塩化水素	廃棄物焼却炉	700mg/Nm ³
	廃棄物焼却炉以外	80mg/Nm ³
ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素		ふっ素として 10mg/Nm ³
鉛及びその化合物		鉛として 20mg/Nm ³

出典：「平成 21 年 9 月 30 日沖縄県規則第 49 号（最終改正 令和 7 年 3 月 28 日規則第 17 号）」

(イ) 騒音に係る規制

騒音規制法に基づき、特定工場等、工場・制込作業場や建設作業に係る騒音の規制基準及び自動車騒音の要請限度に関する基準が設定されている。

自動車騒音の要請限度は表 3.2.45 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2.46 に示すとおりである。また、都道府県知事が指定する規制区域のうち、関係 3 市における騒音規制法(自動車騒音)に係る規制区域は図 3.2.14 に、騒音規制法(特定建設作業)に基づく規制区域は図 3.2.15 に示すとおりである。

表 3.2.45 自動車騒音の要請限度

(等価騒音レベル)		
区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については市長。）が定めた区域を指す。

- (1) a 区域：専ら住居の用に供される区域
- (2) b 区域：主として住居の用に供される区域
- (3) c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2. 上記の都道府県知事が定めた区域とは、平成 11 年沖縄県告示第 293 号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)の表に掲げる市町村の当該 A, B, C 類型をそれぞれ a, b, c 区域としたものである。

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

(等価騒音レベル)	
基準値	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲

出典：1. 「平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号（最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）」
 2. 「昭和 54 年 3 月 8 日沖縄県告示第 95 号（最終改正 令和 3 年 3 月 23 日告示第 119 号）」

表 3.2.46 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制事項	区域の 区分	特定建設作業					
		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう 打機	さく 岩機	空気 圧縮機	コンクリート プラント、 アスファルト プラント	バックホウ トラクター ショベル ブルドーザー
基準値	1・2号	85デシベル以下					
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時					
	2号	午後10時～午前6時					
最大作業時間	1号	10時間／日					
	2号	14時間／日					
最大作業日数	1・2号	連続6日					
作業禁止日	1・2号	日曜日その他の休日					

注：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関して都道府県知事が指定する区域は、次のとおりである。

第1号区域：(1)第1種区域、第2種区域及び第3種区域

(2)第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80mの区域内

- a. 学校教育法第1条に規定する学校
- b. 児童福祉法第7条に規定する保育所
- c. 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- d. 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- e. 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

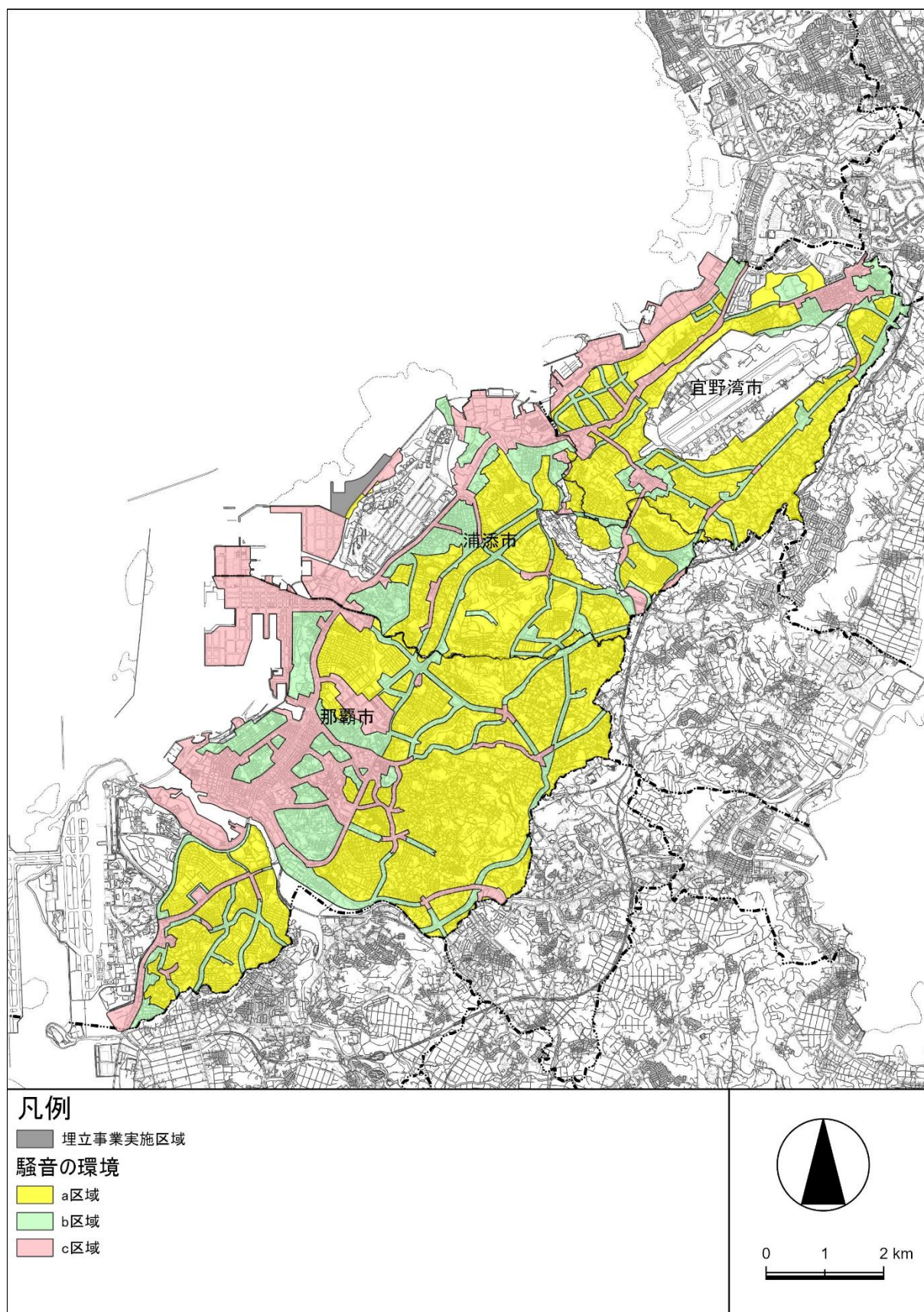
第2号区域：第1号区域以外の区域

出典：1.「昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号（最終改正 平成27年4月20日環境省告示66号）」

2.「昭和54年3月8日沖縄県告示第95号」（最終改正 令和3年3月23日告示第119号）

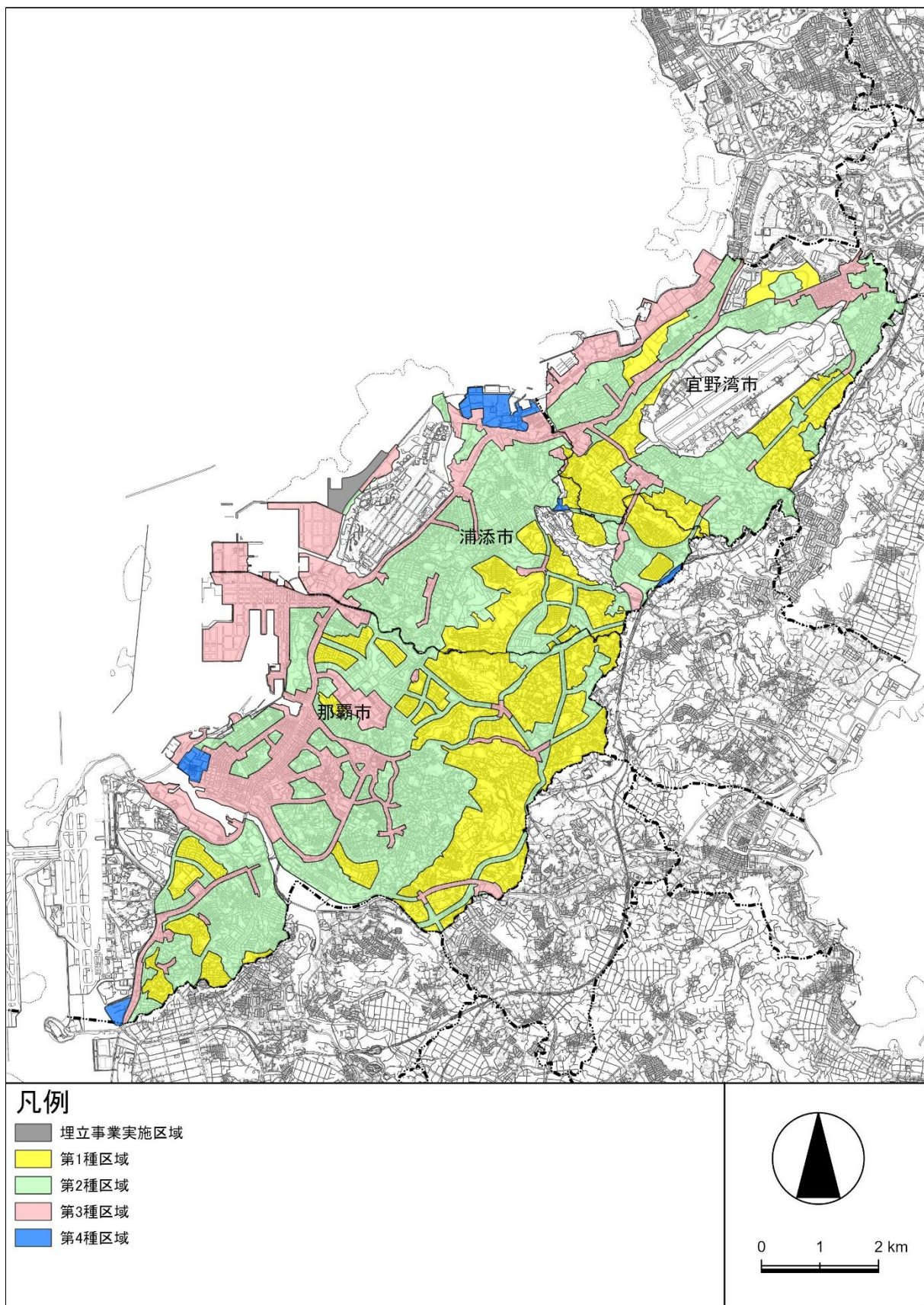
3.「特定建設作業に係る騒音の規制基準」（沖縄県ホームページ、令和7年5月14日更新）

4.「騒音に係る特定建設作業」（沖縄県ホームページ、令和6年1月11日更新）



出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（那覇市告示第 422 号 平成 29 年 3 月 15 日）、（浦添市告示第 39 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音に関する環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.14 騒音規制法(自動車騒音)に係る規制区域



出典：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 423 号 平成 29 年 3 月 15 日）、「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 40 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.15 騒音規制法（特定建設作業）に基づく規制区域

(ウ) 振動に係る規制

振動規制法に基づき、工場や建設作業によって発生する振動に関する基準が設定されている。道路交通振動の要請限度は表 3.2.47 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2.48 に示すとおりである。

また、都道府県知事が指定する規制区域のうち、関係 3 市における振動規制法（道路交通振動）に基づく規制区域は図 3.2.16 に、振動規制法（特定建設作業等）に基づく規制区域は図 3.2.17 に示すとおりである。

表 3.2.47 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- 注：1. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上表に定める値以下当該値から5デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。
2. a. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
b. 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。
3. 区域は、府令別表第2の備考の1の規定により都道府県知事が定める。
4. 時間は、府令別表第2の備考の2の規定により都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定める。

出典：1. 「昭和51年11月10日総理府令第58号（最終改正 令和3年3月25日環境省令第3号）」
2. 「昭和54年3月8日沖縄県告示第96号（最終改正 令和3年3月23日沖縄県告示第120号）」

表 3.2.48 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制基準の区分	第1号区域	第2号区域
基準値	75デシベル以下	75デシベル以下
作業時間	午後7時から翌日の午前7時まででないこと	午後10時から翌日の午前6時まででないこと
1日の作業時間※	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	当該建設作業の場所において連続して6日を超えないこと	同左
作業日	日曜日その他の休日でないこと	同左

注：1. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関して都道府県知事（市の区域内の区域においては、市長。）が指定する区域は、次のとおりである。

第1号区域：（1）騒音規制法に基づく地域区分（昭和54年沖縄県告示第95号、最終改正：平成28年3月29日告示第193号）第1種区域、第2種区域及び第3種区域

（2）第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲概ね80m以内の区域内

- a. 学校教育法第1条に規定する学校
- b. 児童福祉法第7条に規定する保育所
- c. 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- d. 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- e. 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：第1号区域以外の区域

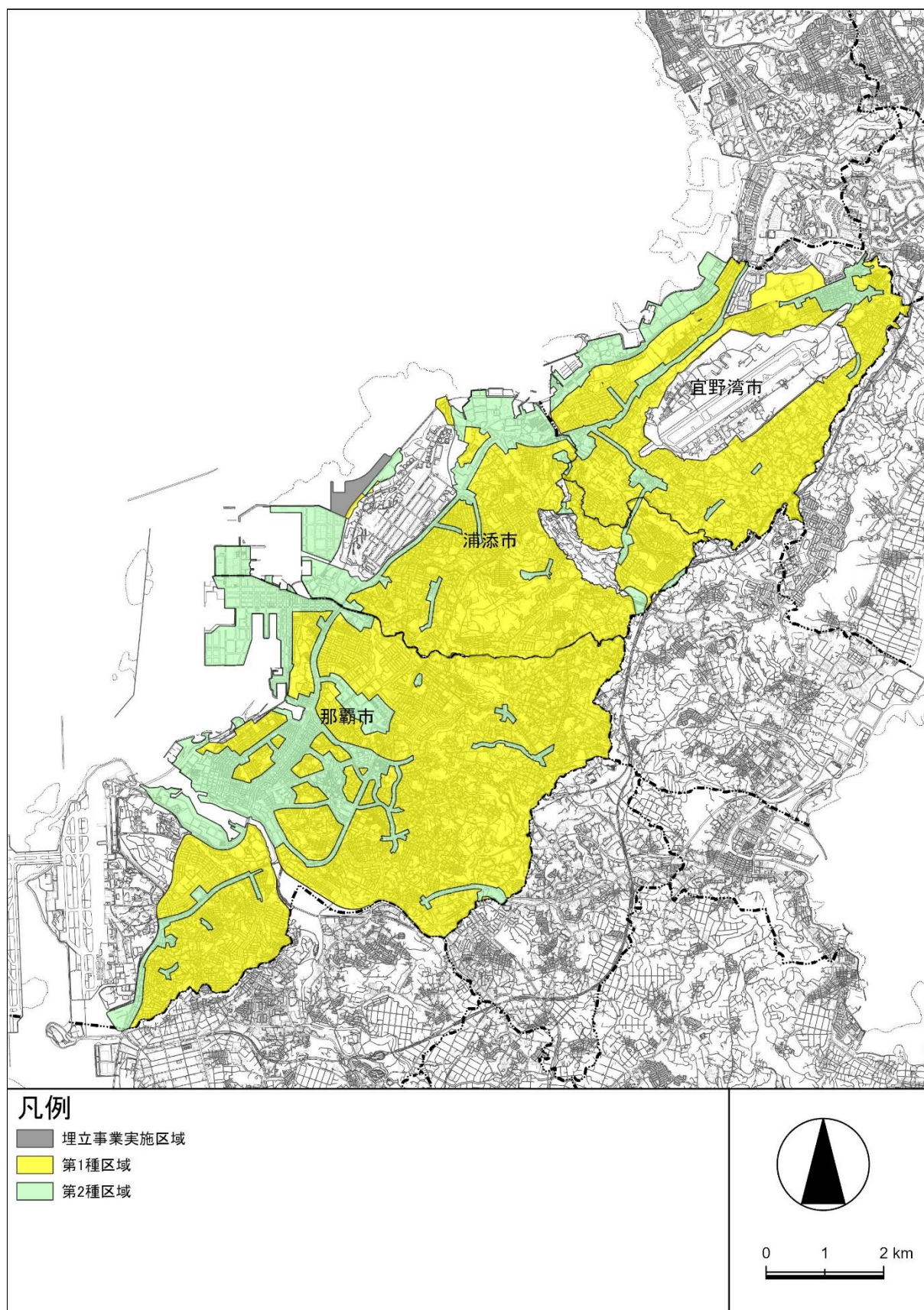
2. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

3. 基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

出典：1. 「昭和51年11月10日総理府令第58号（最終改正 令和3年3月25日環境省令第3号）」

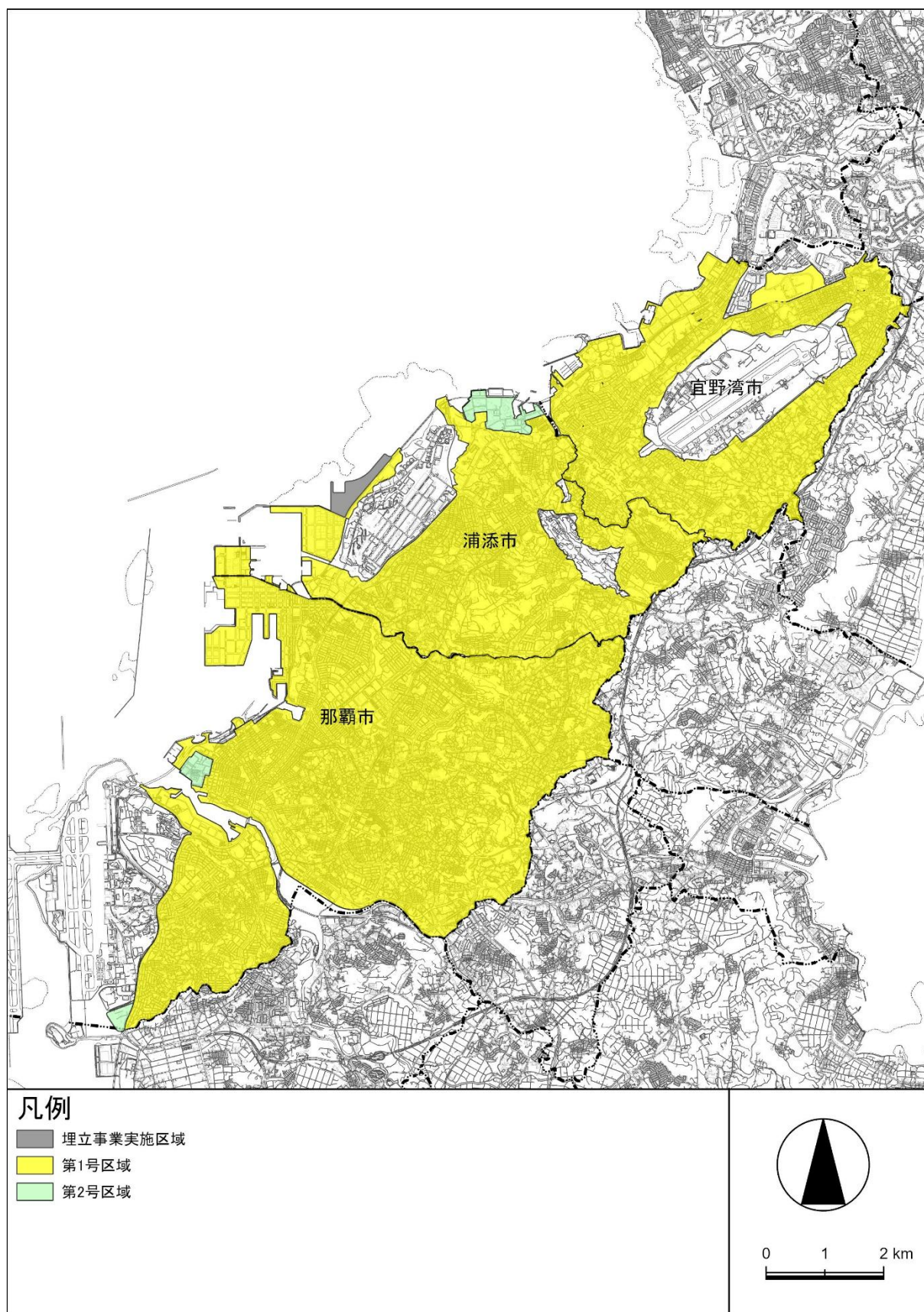
2. 「昭和54年3月8日沖縄県告示第96号（最終改正 令和3年3月23日沖縄県告示第120号）」

3. 「特定建設作業に係る振動の規制基準」（沖縄県ホームページ、令和7年6月1日11日更新）



出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 424 号平成 29 年 3 月 15 日）、「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 41 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「振動規制法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.16 振動規制法（道路交通振動）に基づく規制区域



出典：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 423 号 平成 29 年 3 月 15 日）、「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 40 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）、「騒音・振動・悪臭届出のしおり」（平成 23 年 7 月改訂版沖縄県環境部環境保全課）

図 3.2.17 振動規制法（特定建設作業等）に基づく規制区域

(エ) 悪臭に係る規制

悪臭防止法に基づき、悪臭に関する基準が設定されている。悪臭に係る規制基準は表 3.2.49 に、また、関係 3 市における悪臭防止法に基づく地域指定状況は図 3.2.18 に示すとおりである。

規制基準は、特定の種類毎に濃度を定める「特定悪臭物質規制」と、物質の種類に関わらず人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した「臭気指数規制」があり、関係 3 市は、「臭気指数規制」の導入地域となっている。

表 3.2.49 悪臭に係る規制基準

①悪臭原因物である気体で事業場から排出されるものの敷地境界線の地表における規制基準（1号基準）			
敷地境界線における臭気指数に係る規制基準は下表のとおりとなっている。			
区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21
②悪臭原因物である気体で事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（2号基準）			
高煙突のように悪臭排出口が高位置にある場合、悪臭原因物の最大着地濃度は敷地外に現れるので、最大着地濃度が敷地境界線における許容限度と等しくなるように排出口における許容限度を規制する。排出口における規制基準は、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数または臭気排出強度となっている。			
③悪臭原因物である水で事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準（3号基準）			
排水水が拡散している水面1.5メートル地点における大気中の臭気指数が、敷地境界線における規制基準と等しくなるように設定されており、規制基準は下表のとおりとなっている。			
区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度（臭気指数）	31	34	37

出典：1. 「騒音・振動・悪臭 届出のしおり」（令和3年8月改訂版、沖縄県環境部環境保全課）
 2. 「臭気指数」（沖縄県ホームページ、令和6年1月11日更新）